

★ 未熟児養育医療費用徴収規則等の一部を改正する規則（規則第五十二号）（健康対策課）

一 改正の要旨

所得税法等の一部改正に伴い、次の規則の引用条項を整理するなど必要な改正を行った。

1 未熟児養育医療費用徴収規則

2 児童福祉法施行細則

3 社会福祉施設等措置費用徴収規則

二 施行期日

平成二十一年八月六日